

「自動車サプライヤー新技術推進・採用支援事業」実施委託業務 企画提案募集要領

1 業務名

「自動車サプライヤー新技術推進・採用支援事業」実施委託業務

2 業務の目的

本県の基幹産業である自動車産業は、CASE への対応やカーボンニュートラル社会の実現に向けた取組が求められるなど、歴史的な変革期を迎えている。

電動化の進展により、エンジンやトランスミッションなどパワートレイン関連の部品の多くが不要になる一方で、モーターやバッテリー等新たな構成部品が必要になるとともに、軽量化、強靱化、静音化等に寄与する素材・部品への新たなニーズが生まれ、高まっていくことが想定される。

こうしたタイミングを捉え、電気自動車等に活用される新規部品や、新しい技術を取り入れた新工法などに積極的に取り組む自動車サプライヤーと本県を代表する完成車メーカー・メガサプライヤーとのマッチング・商談の機会を創出する。

3 業務内容

県内の世界的完成車メーカー（トヨタ自動車株式会社）やその一次サプライヤーに対して、県内の自動車サプライヤーが新しい素材・部品の生産や新規工法などの提案を行い、新たな受発注に結び付くことを狙いとした展示・商談会イベントを開催する。

【展示・商談会イベントの概要】

（1）時期

令和7年12月上旬（予定）

（2）会場

トヨタ自動車株式会社（本社）サプライヤーズセンター
愛知県豊田市トヨタ町1番地

（3）出展者

県内に本社所在地または製造・研究開発拠点を有する中堅・中小自動車関連企業
50社程度

（4）展示内容

電動車関連部品や軽量化、強靱化、静音化等に寄与する、出展企業が有する新しい技術や工法

4 業務内容の詳細

別添「仕様書」のとおり

5 契約条件

(1) 委託金額限度額

3,400,000 円（消費税及び地方消費税込み）

（※）上記委託金額限度額とは別に出席企業（50 社程度）から 1 社あたり 11,000 円（消費税及び地方消費税込み）の負担金を徴収し、本事業の実施に係る経費への充当を認める。

(2) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。

ただし、愛知県財務規則第 129 条の 3 第 3 号に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 26 日（木）までとする。

(4) 委託費の支払条件

事業終了後の精算払いとする。

(5) 支払額の確定方法

業務完了後、実績報告書に基づき、現地検査の上、支払額を確定する。支払額は契約金額の範囲内であって、対象となる経費の合計となる。このため、すべての経費には支出を明らかにする帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となるので整備しておくこと。

(6) 会場運営費の取扱い

本業務の実施に当たっては、会場のトヨタ自動車(株)サプライヤーズセンターにおけるイベント運営に係る指定事業者（トヨタ自動車(株)が指定する業者であって、以下、「会場運営事業者」という。）と契約し、連携して進めることとする。会場運営事業者との契約金額は、最大 2,700,000 円程度（消費税及び地方消費税込み）を見込むが、会場運営事業者との調整により前後する場合がある。

(7) その他

企画提案に基づく積算額は契約時に至って同じ条件の下でその額を超えることは認められない。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が積算額と同じになるとは限らない。

6 応募資格

応募の資格者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。

(2) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

(3) 企画提案書の提出期限において、愛知県から「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税に未納がないこと。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

7 応募に関する問合せ

質問がある場合は、令和7年4月22日(火)正午まで受け付ける。

問合せは、電子メール(jisedai@pref.aichi.lg.jp)によること。

(件名は「自動車サプライヤー新技術推進・採用支援事業実施委託業務に関する問合せ」とする。)

質問に対する回答は、次世代モビリティ産業課のWebページに4月25日(金)を目途に掲載する。

※ 企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

8 応募手続等

(1) 企画提案書の提出

応募者は、以下の書類を作成し、提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

ア 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書 9部

・様式1のとおり

(イ) 企画提案書 9部

・様式2から様式6のとおり

(ウ) 添付書類 各1部

・会社パンフレット等、応募者の概要がわかる資料

・定款、寄付行為の写し

・決算報告書(直近2年分)

・県税の滞納がないことの証明書(直近のもの)

・法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書(直近のもの)

・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式7を使用)

イ 提出方法

持参又は郵送(配達証明に限る。)、若しくは宅配便(手渡ししたことが証明されるものに限る。)のいずれかとする。

ウ 提出期限

令和7年5月9日(金)午後5時

郵送・宅配便による提出の場合は、事前に電話連絡すること。

エ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課自動車産業グループ(長谷川・三橋)

電話 052-954-6136(ダイヤルイン)

(2) 企画提案書類作成上の注意

ア 用紙は、A4縦(横書き、要ページ番号)とする。図表やイメージ図などを記載

- する場合、A 3 判の用紙をA 4 判サイズに折りたたみ挿入することを認める。
- イ 左上をホチキス等で1ヶ所とめること。
- ウ 企画提案は1事業者1案とする。(複数の事業体で事業を実施する場合は1共同体あたり1案とし、事業実施における責任の所在を明確にしていること。)
- エ 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。

9 企画提案内容（提案項目等）

企画提案書には、次の（１）から（４）の内容について記載すること。

（１）事業に関する企画等

ア 本事業の基本方針

事業を進める上での基本的な考え方やねらい、コンセプト、アピールポイントなどについて、具体的に記載すること。

イ 展示・商談会イベントの全体設計の方向性

企画の全体内容や展示・商談会イベントを紹介するチラシのイメージ等、全体設計の方向性を提示すること。

ウ 出展企業ブースの設計の方向性

出展企業の強みを生かしたブースを目指すための考え方等を提示すること。

エ 出展企業の提案力を高めるための施策

効果的な展示物の選定や展示ポスターの作成、説明話法に関する事前研修会の開催等、出展企業の提案力を高めるための方策を示すこと。

オ 事業実施スケジュール

事業実施の大まかなスケジュールを示すこと。

カ 付加提案

展示会の効果を高める提案等、当事業に有益な企画を記述すること。

（２）経費見積書

事業の実施に係る見積額を内訳がわかるように項目ごとに記述すること。

（３）事業の受託実績

直近３年間（令和４年度～令和６年度）に主催又は受託した類似事業（展示会等）の企画・運営に係る実績を記述すること。なお、記載項目は、企画・運営を主催・受託した事業の概要、開催時期、場所、実施規模、主催者、事業金額、受託した業務の具体的な内容等を記述すること。

（４）事業実施体制及びスタッフの業務経歴

事業を受託した場合の業務を実施する体制（組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制等）及び業務に従事するスタッフの過去の業務経歴を記述すること。

（５）社会的価値の実現に資する取組に関する申告書及び添付書類

10 提案の審査・選定等

（１）選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、県が設置する選定委員会において審査を行い選定する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類（以下、「提案書」という。）について、選定委員会において選定する。ただし、提案書が3件を超えてある場合は、選定委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行い、3件を選定する。

審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

【選定委員会における審査】

審査は、提案書に基づく書面審査及び、提案者によるプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーションは、1者15分程度、パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は不可とし、説明終了後に質疑応答を5分程度行う。

なお、プレゼンテーションの日時は、別途連絡する。また、やむを得ない場合は書面審査のみの場合もあり得る。

(3) 主な選定基準

委託事業者を選定する際のポイントは、以下のとおりとする。

- ア 事業実施体制は適切か。また、過去の受託実績はどうか。
- イ 基本的な考え方やねらい、コンセプト、アピールポイント等は適切か。
- ウ 企画の全体内容、チラシのイメージ等は魅力的な内容か。
- エ 出展企業ブースの設計の方向性について、出展企業の強みを引き出す内容か。
- オ 出展企業の提案力を高めるための施策は、出展企業の営業力強化やイベント当日の提案力向上に資するものか。
- カ 業務実施の予定スケジュールは適切か。
- キ 経費項目、金額は適切か。
- ク 社会的価値の実現に資する取組はどうか。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年5月中旬（予定）までに全提案者に文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

(5) 契約

候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整った上で契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。

なお、選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

1.1 スケジュール（予定）

- ・ 4月22日（火）正午 質問の締切
- ・ 5月9日（金）午後5時 企画提案募集の締切

1 2 その他

- (1) 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。なお、提案された企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。
- (3) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- (4) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、愛知県が定める。

1 3 連絡・問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課 自動車産業グループ

電話 052-954-6136 (ダイヤルイン)

メール jisedai@pref.aichi.lg.jp